

# 指定管理者候補者の選定について [浜名湖ガーデンパーク]

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課

## 1 趣旨

### (1) 指定管理者制度の概要

平成15年9月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」と異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

### (2) 「浜名湖ガーデンパーク」への指定管理者制度導入

浜名湖ガーデンパークは、浜名湖の恵まれた水辺環境や景観を生かし、多様なレクリエーションの場を提供するとともに、浜名湖花博の資産を継承し、園芸や庭園等の文化の発信・活動の場となる公園運営を目指すことを設置目的として、平成17年6月の開園以来、利用の増進、効果的で効率的な運営を県直営で図ってまいりました。

静岡県では、浜名湖ガーデンパークにおいて、県営都市公園経営基本計画の実施に適した管理運営体制の構築を目指すに当たり、指定管理者制度の導入が有効と考え、新しい工夫や経営手法の導入により、公園が本来持っている機能をより発揮し、それを利用者に提供することにより、サービスが向上し、利用者が増加することを期待し、平成22年4月から同制度を導入することとしました。

今回、5年間の第2期指定期間が令和6年度末をもって終了することから、改めて指定管理者の募集を行いました。

## 2 施設の概要

施設 の 名 称	浜名湖ガーデンパーク					
設 置 目 的	浜名湖の恵まれた水辺環境や景観を生かし、多様なレクリエーションの場を提供するとともに、浜名湖花博の資産を継承し、園芸や庭園等の文化の国内外に向けた発信・活動の場となる公園として、幅広い世代に愛される公園を目指す。					
供 用 開 始	平成17年6月5日					
所 在 地	浜松市中央区村楯町 5475-1					
面 積	56 ha					
施 設 概 要	区 分	施 設 名				
	有料公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験学習館研修室（3室）</li> <li>屋外ステージ（固定席1,000席）</li> <li>展望塔（高さ50m）</li> </ul>				
	無料公園施設（園路・広場等）	花の美術館、百華園、花木園、国際庭園、ふれあい花壇、中央芝生広場、イベント広場、こども広場、水遊び広場、緑地広場 ほか				
	その他施設等	四阿、パーゴラ、屋外トイレ他				
利 用 者 数	(単位：人)					
	年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	来園者数	1,401,114	1,188,813	1,310,358	1,476,018	1,150,725
	※一時休園期間（2年度：緊急事態宣言期間、5年度：1月～3月花博準備）					
現 在 の 管 理 運 営 状 況	浜名湖えんてつグループによる指定管理					
令 和 6 年 度 指 定 管 理 料	338,863 千円					

### 3 指定管理者の募集

募集方法	公募	
募集期間	(募集要項配布) 令和6年9月17日～24日 (申請受付) 令和6年10月3日～7日	
募集内容	事業計画書の提出	「浜名湖ガーデンパーク指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う指定管理料の提案を事業計画書として提出する。
	管理運営方針	「県営都市公園経営基本計画」に定める設置目的、役割・位置付け等に基づく管理運営を行う。
	指定の基準	知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものの中から、最も適切に指定管理者管理公園の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。 (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、当該公園の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
	業務内容	(1) 公園の維持管理 (2) 公園利用の促進 (3) ボランティアとの協働 (4) 県民及び利用者への情報発信 (5) 有料公園施設（体験学習館研修室、屋外ステージ、展望塔）の利用承認 (6) 行為（有料公園施設以外の場所での催し、撮影等）の許可 (7) 利用料金の設定及び収受（利用料金は、浜名湖ガーデンパークの設置、管理及び使用料に関する条例（以下、「条例」という。）に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する。） (8) 都市公園法及び条例に基づき県が行う設置・管理等の許可に係る申請の受付、使用料の代行徴収 (9) その他、条例第27条第2項に掲げる業務
	指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
	県が支払う指定管理料	申請者による提案（各年度341,200千円を上限とする。）
	利用料金制度	(1) 利用料金は、条例の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。 (2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (3) 利用料金収入の10%を県に納入する。

#### 4 指定管理者選定委員会

審査方法	<p>(1) 有識者、県職員からなる「令和6年度県営都市公園指定管理者選定委員会」を設置する。</p> <p>(2) 選定委員会において、第1次審査（書類審査）で3者程度を選定し、第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）で優秀者1者を選定する。</p>																																		
指定管理者選定委員会	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>井口 義也</td> <td>一般財団法人日本公園施設業協会 専務理事</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>黒田 宏治</td> <td>静岡文化芸術大学 名誉教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>中川原 史恵</td> <td>公益財団法人 品川文化振興事業団 理事長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>細野 百子</td> <td>株式会社博報堂 マーケットデザイン事業ユニット 事業経営企画室</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>杉原 賢一</td> <td>杉原賢一税理士事務所 公認会計士</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>望月 康史</td> <td>静岡県交通基盤部都市局長</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	所属	委員長	井口 義也	一般財団法人日本公園施設業協会 専務理事	委員	黒田 宏治	静岡文化芸術大学 名誉教授	委員	中川原 史恵	公益財団法人 品川文化振興事業団 理事長	委員	細野 百子	株式会社博報堂 マーケットデザイン事業ユニット 事業経営企画室	委員	杉原 賢一	杉原賢一税理士事務所 公認会計士	委員	望月 康史	静岡県交通基盤部都市局長													
	氏名	所属																																	
委員長	井口 義也	一般財団法人日本公園施設業協会 専務理事																																	
委員	黒田 宏治	静岡文化芸術大学 名誉教授																																	
委員	中川原 史恵	公益財団法人 品川文化振興事業団 理事長																																	
委員	細野 百子	株式会社博報堂 マーケットデザイン事業ユニット 事業経営企画室																																	
委員	杉原 賢一	杉原賢一税理士事務所 公認会計士																																	
委員	望月 康史	静岡県交通基盤部都市局長																																	
審査項目及び配点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 団体の能力</td> <td>団体の経営状況等</td> <td rowspan="2">12点</td> </tr> <tr> <td>施設の管理に関する基本的考え方</td> </tr> <tr> <td>(2) 経営に関する計画等</td> <td>収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等</td> <td>12点</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) 組織体制に関する計画</td> <td>管理運営体制</td> <td rowspan="4">12点</td> </tr> <tr> <td>職員の配置計画</td> </tr> <tr> <td>職員の研修計画</td> </tr> <tr> <td>苦情等に対する方策</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(4) サービス向上、利用増進に関する計画</td> <td>イベント、自主事業計画、広報計画</td> <td rowspan="3">19点</td> </tr> <tr> <td>利用者意見の反映等</td> </tr> <tr> <td>地域団体等との連携</td> </tr> <tr> <td>(5) 施設管理に関する計画</td> <td>施設等維持管理</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(6) 危機管理体制</td> <td>地震、火災等緊急時の対応</td> <td rowspan="2">10点</td> </tr> <tr> <td>事故防止の取組及び発生時の対応</td> </tr> <tr> <td>(7) 指定管理料</td> <td>指定管理料</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>100点</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	点数	(1) 団体の能力	団体の経営状況等	12点	施設の管理に関する基本的考え方	(2) 経営に関する計画等	収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等	12点	(3) 組織体制に関する計画	管理運営体制	12点	職員の配置計画	職員の研修計画	苦情等に対する方策	(4) サービス向上、利用増進に関する計画	イベント、自主事業計画、広報計画	19点	利用者意見の反映等	地域団体等との連携	(5) 施設管理に関する計画	施設等維持管理	15点	(6) 危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応	10点	事故防止の取組及び発生時の対応	(7) 指定管理料	指定管理料	20点		合計	100点
区分	項目	点数																																	
(1) 団体の能力	団体の経営状況等	12点																																	
	施設の管理に関する基本的考え方																																		
(2) 経営に関する計画等	収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等	12点																																	
(3) 組織体制に関する計画	管理運営体制	12点																																	
	職員の配置計画																																		
	職員の研修計画																																		
	苦情等に対する方策																																		
(4) サービス向上、利用増進に関する計画	イベント、自主事業計画、広報計画	19点																																	
	利用者意見の反映等																																		
	地域団体等との連携																																		
(5) 施設管理に関する計画	施設等維持管理	15点																																	
(6) 危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応	10点																																	
	事故防止の取組及び発生時の対応																																		
(7) 指定管理料	指定管理料	20点																																	
	合計	100点																																	

#### 5 指定管理者候補者の選定

##### (1) 指定管理者候補者

指定管理者候補者	浜名湖えんてつグループ
団体の概要	<p>以下の6者により構成</p> <p>① 遠州鉄道株式会社 鉄道事業、一般乗合及び一般旅客自動車運送事業、観光事業 等</p> <p>② 特定非営利活動法人浜名湖観光地域づくり協議会 観光資源の整備・管理事業、自然を生かしたそぞろ歩きの街づくり事業 等</p> <p>③ 一般財団法人公園財団 公園緑地の管理運営に係る調査研究、国営公園等の管理運営 等</p> <p>④ 天龍造園建設株式会社 造園及び各種公園、緑地、運動施設等の設計並びに施工 等</p> <p>⑤ 中村建設株式会社 総合建設業、土木・建築・設備工事の企画・設計・監理 等</p> <p>⑥ 株式会社フジヤマ 測量、土木建築の調査・設計、環境アセスメント及び事後調査 等</p>

提案の概要  
(主な提案内容)

- ・ 管理運営テーマ  
～花・緑・水がおりなす浜名湖の壮大なランドスケープ～  
地域と共に ” いつもそこにある ” 憩いと安らぎの水辺の楽園
- ・ 管理運営の基本方針
  - ① 四季を感じる花風景と、幅広い世代が交流する”心躍る”自然空間
  - ② 若年層や女性に響く話題性のある「食の体験価値」の提供
  - ③ 顧客ターゲットに応じた広報戦略の展開、新規来園に繋がる情報発信
  - ④ ボランティアスピリットの継承と新加入者による活動の活性化
  - ⑤ 安全・安心・快適に過ごせる環境整備と災害を想定し復旧体制の構築
  - ⑥ デジタル社会に対応した公園、ICT の活用
  - ⑦ ユニバーサルデザインの推進、SDG s の取組
- ・ 接客等  
「接客・接遇マニュアル」を共通のルールとし、管理事務所スタッフ、現場実務者、ボランティアに教育研修を実施し、サービス水準の向上に努める。
- ・ イベント、自主事業計画、広報計画  
花にちなんだ各種イベントの誘致、地元の生産品をテーマとした食のイベント誘致、広大な敷地を利用したスポーツイベントや健康プログラムの誘致及び地域の文化振興や活動発表を目的としたイベントの誘致を行う。  
広報戦略として、スマホで見やすく、知りたいことが瞬時にわかる公式HPを構築し、即効性のある訴求効果が期待できる”動画配信”に重点を置いた広報の展開、共感を軸にしたSNSによる情報発信を行う。また、地元客に向けた広報戦略として、遠州鉄道グループの総合力を活かした広報・誘客活動、「えんてつカード」会員を対象とした情報発信を行い、インバウンド及び国内観光客に向けた広報戦略としては、ガーデンツーリズムと連携した広域誘客、遠鉄グループ観光部門の営業網を活かし、本公園を含む旅行パッケージプラン作成の連携を行う。  
自主事業については、花博 2024 終了後、寄贈を受けたセニアカーを継続活用するほか、新規に「電動ファミリー自転車」の導入に向け準備を進める。  
また、トレンドや利用者アンケート等のニーズ、季節に合わせた飲食の提供を可能にするためコンテナハウスを使ったカフェを設置したり、地場産品活用の「浜松パワーフード」メニューを提供する機会の拡大に取り組む。
- ・ 地域団体等との連携  
地元の観光協会等とのネットワークを活用し、地域との連携強化と利用促進を図る。
- ・ 施設等維持管理計画  
花博 2004 から 20 年目の節目事業「浜名湖花博 2024」の開催に伴い新設された、新たなランドスケープ（景観）と従来のシンボリックな花緑空間・見どころとの融和を図りながら、新たな公園の花修景を創出する。また、持続可能な公園運営を意識した植物管理を実施し、管理コストの縮減・効率化と同時にランドスケープの質の向上を両立させる。

県が支払う  
指定管理料の  
提示額

令和 7 年度	341,200 千円
令和 8 年度	341,200 千円
令和 9 年度	341,200 千円
令和 10 年度	341,200 千円
令和 11 年度	341,200 千円

## (2)選定経過

申請者	団体名		所在地
	浜名湖えんてつグループ		浜松市中央区
選定経過	指定管理者選定委員会		
	月日		内容・選定経過等
	10月17日	第1回委員会	第1次審査(書類審査)を行い、申請者を第1次審査通過者として選定
10月28日	第2回委員会	第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)を行い、申請者を候補者として選定	
審査結果	<第1次審査>		
	項目	配点	浜名湖えんてつグループ
	(1)団体の能力	12	9.9
	(2)経営に関する計画	12	8.9
	(3)組織体制に関する計画	12	9.4
	(4)サービス向上、利用増進に関する計画	19	14.9
	(5)施設管理に関する計画	15	11.8
	(6)危機管理体制	10	7.7
	(7)指定管理料	20	15.6
	合計	100	78.2
	<第2次審査>		
	項目	配点	浜名湖えんてつグループ
	(1)団体の能力	12	9.5
	(2)経営に関する計画	12	8.7
	(3)組織体制に関する計画	12	9.8
	(4)サービス向上、利用増進に関する計画	19	15.0
	(5)施設管理に関する計画	15	11.7
	(6)危機管理体制	10	7.8
	(7)指定管理料	20	15.6
	合計	100	78.1
	<総合評価>		
		浜名湖えんてつグループ	
	第1次審査評価点(a)	78.2	
	第2次審査評価点(b)	78.1	
	総合評価((a)+(b))/2	78.2	
	(参考)指定管理料の評価点Qi		
	= 配点20点 × (Cmin/Ci) × (Pmax/配点80点)		
Qi : 申請者iの指定管理料の評価点			
Cmin : 全申請者の提案金額のうち最も低い金額			
Ci : 申請者iの提案金額			
Pmax : 全申請者の指定管理料以外の評価点のうち最大の評価点			
提案金額(5年間合計)		単位:千円	
浜名湖えんてつグループ		1,706,000	

<p>選定に当たっ ての考え方</p>	<p>公園経営基本計画の目的である、「利用の増進、利用者満足度の向上、効果的・効率的な運営、安全・安心の確保」に主眼を置き、この公園の設置目的を達成するため、管理運営経費の節減に併せて、団体の能力、経営や組織体制、サービス向上、利用増進、施設管理に関する計画及び危機管理体制が適切なものであるかどうかを選定のポイントとした。</p> <p>そのため、総得点における指定管理料以外の配点を8割としたほか、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、申請者の取組姿勢などを多角的に評価することとした。</p>
<p>講 評 及 び 選 定 理 由</p>	<p>○ 第1次審査、第2次審査の結果、浜名湖えんてつグループが以下の点で評価を得て、指定管理者候補者に選定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれ専門性を有する企業等により構成される当該団体によって、4期20年間の実績に裏付けられた安定的な管理運営を実施してきたことを活した提案は評価する。</li> <li>・浜名湖花博2024で新設した花壇等を継続的な維持管理の視点で活用方法を整理し、増加したボランティアとの協働を効果的に取り組もうとしている。</li> <li>・はままつフラワーパークなど地域施設や各団体と連携して浜名湖地域の誘客へ積極的に取り組む姿勢も評価できる。</li> <li>・浜名湖花博2024で導入したデジタル技術の活用について、レガシーとして継続し推進する点を評価する。</li> </ul> <p>なお、審査の過程において、委員からは次のような要望があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの20年間の実績を踏まえて、公園の魅力向上のためには何が必要であるかをいうことを来園者目線に立って改めて検討し、公園運営に取り組んでほしい。</li> <li>・花博により新加入を得て発展するボランティアの方々に、より公園の魅力向上に活躍いただけるよう、指定管理者には花き整備の専門的な技術支援の体制を推進してほしい。</li> <li>・ただ花博のレガシーを守り続けたり、既存のデジタル技術に頼るということで満足するのではなく、常に最新の知見を入手するよう努め、よりよい公園運営に活かしてほしい。</li> <li>・県が取り組むPark-PFI事業の検討には、指定管理者の立場で十分に連携し先進的な県営公園を目指して協力してほしい。</li> </ul>